

# 働き方改革

## 助成金および特別償却制度の活用について

鹿児島県医療勤務環境改善支援センター  
社会保険労務士 永田 めぐみ

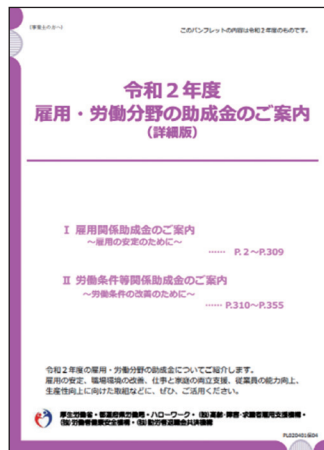
### 助成金について

厚生労働省が提供する助成金は、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに役立つものが多数あります。

特に医療機関におかれましては人材確保や定着について厳しい状況にあります。このような状況の改善に活用できる助成金を、厚労省パンフレット「令和2年

度雇用・労働分野の助成金のご案内」よりいくつかご案内します。

また以下の⑥「業務改善助成金」、⑦「働き方改革推進支援助成金」は経費助成となりますが、厚労省HPからダウンロードできる小冊子「生産性向上のヒント集」に活用事例が掲載されていますので参考にしてください。



### ①人材確保等支援助成金【雇用管理制度助成コース】

(大企業・中小企業対象)

雇用管理制度(以下(1)~(5))の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成

- (1) 評価・処遇制度  
評価・処遇制度、昇進・昇格基準、賃金制度、諸手当制度のいずれかの制度を導入すること
- (2) 研修制度  
職務の遂行に必要な能力等を付与するため、カリキュラム内容、時間等を定めた職業訓練・研修制度を導入すること
- (3) 健康づくり制度  
法定の健康診断に加え、次の(a)から(h)のいずれか1つ以上の項目を含む健康診断(医師の判断により、検査の一部を省略して実施した場合を含む。)を導入すること  
(a)胃がん検診、(b)子宮がん検診、(c)肺がん検診、(d)乳がん検診、(e)大腸がん検診、(f)歯周疾患検診、(g)骨粗鬆症検診、(h)腰痛健康診断
- (4) メンター制度  
キャリア形成上の課題および職場における問題の解決を支援するため、メンター制度を導入すること
- (5) 短時間正社員制度(保育事業主のみ)

【目標達成助成】57万円<72万円>\*

\*<>内の金額は生産性要件を満たした場合。以下同じ。

### ②人材確保等支援助成金【働き方改革支援コース】 (中小企業対象)

働き方改革に取り組む\*上で、人材を確保することが必要な中小企業が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る場合に助成

\*働き方改革に取り組むとは、⑦「働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース)」の支給を受けた中小企業のこと

【計画達成助成】雇い入れた労働者1人あたり60万円(短時間労働者40万円)  
新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合に支給

【目標達成助成】生産性要件を満たした場合、追加的に労働者1人あたり15万円(短時間労働者10万円)  
雇用管理改善計画の開始日から3年経過以降に申請し、生産性要件を満たす(伸び率が6%以上の場合のみ)とともに、離職率の目標を達成した場合に支給

### ③キャリアアップ助成金【正社員化コース】 (大企業・中小企業対象)

有期雇用労働者等の正規雇用労働者等への転換、又は派遣労働者を直接雇用した事業主に対して助成するものであり、有期雇用労働者等のより安定度の高い雇用形態への転換等を通じたキャリアアップを目的とする

【有期雇用から正規雇用への転換等】57万円<72万円>(中小企業以外42.75万円<54万円>)

【有期雇用から無期雇用への転換等】28.5万円<36万円>(中小企業以外21.375万円<27万円>)

【無期雇用から正規雇用への転換等】28.5万円<36万円>(中小企業以外21.375万円<27万円>)

### ④両立支援等助成金【出生時両立支援コース】 (大企業・中小企業対象)

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主及び育児目的休暇を導入し男性労働者の利用者が生じた事業主に対して助成(令和2年度までの時限措置の予定)

【1人目の育児休業取得】57万円<72万円>(中小企業以外28.5万円<36万円>)  
(対象労働者への個別面談等実施加算)10万円<12万円>(中小企業以外5万円<6万円>)

【育児目的休暇】28.5万円<36万円>(中小企業以外14.25万円<18万円>)

### ⑤両立支援等助成金【育児休業等支援コース】 (中小企業対象)

育休復帰支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成

【育休取得時】28.5万円<36万円>

【育休復帰時】28.5万円<36万円>

### ⑥業務改善助成金 (中小企業対象)

事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業事業主に対して助成するものであり、中小企業事業主の賃金引上げに際しての負担を軽減することにより、最低賃金の引上げに向けた環境整備を図ることを目的とする

【助成率】3/4<4/5>

【上限額】引き上げる賃金額(25~90円以上)及び引き上げる労働者数(1~7人以上)に応じ25~450万円

### ⑦働き方改革推進支援助成金【勤務間インターバル導入コース】 (中小企業対象)

時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、勤務間インターバル制度を導入することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

(②人材確保等支援助成金(働き方改革支援コース)は、働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース)の支給を受けた事業主が、助成の対象事業主となる)

【助成率】3/4

【上限額】インターバル時間数9～11時間未満80万円

インターバル時間数11時間以上 100万円

(3%以上賃金引上げの場合最大150万円、5%以上賃金引上げの場合最大240万円の上限額加算あり)

\*勤務間インターバル導入コースの詳細は今後追って発表される予定です

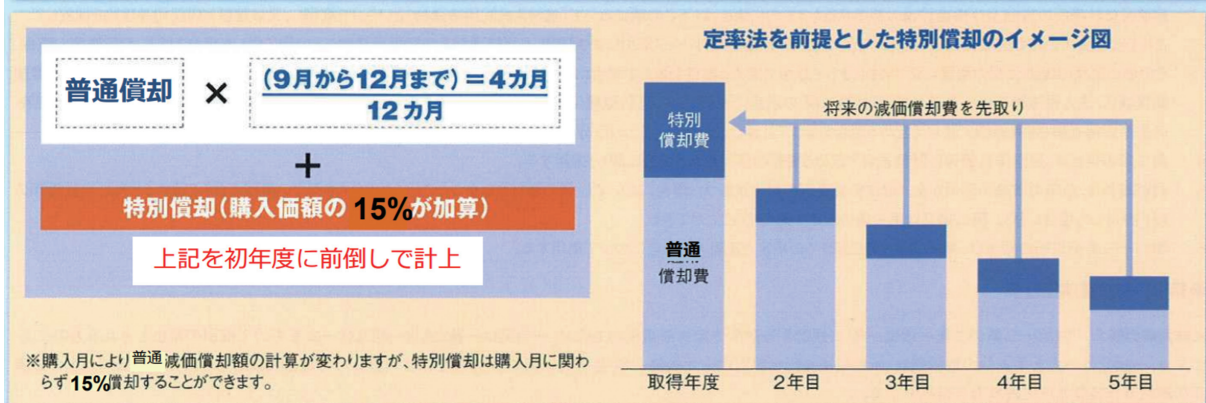
### 特別償却制度について

特別償却とは、対象設備取得の初年度に普通償却費(定率・定額)に加え特別償却費を追加で償却できる制度であり、この特別償却割合を前倒しして減価償却費

として計上できるというものです。

なお、この制度は2019年4月から2021年3月までに所定の手続きをして供用開始したものに適用できます。特別償却割合は取得価格の15%となります。

#### 例・個人もしくは12月決算の法人が9月に導入した場合



対象設備は医療機関が、都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センター(以下「勤改センター」)の助言の下に作成した医師の労働時間短縮に向けた「医師勤務時間短縮計画」に基づき取得した器具・備品(医療用機器を含む)、ソフトウェアのうち一定の規模(30万円以上)のものが対象となります。

2019年度中において当勤改センターの助言による特別償却制度の活用がありましたが、今年度までの暫定措置になりますので、詳しくは当勤改センターまでお問い合わせください。

### 鹿児島県医療勤務環境改善支援センターについて

勤改センターでは勤務環境改善に取り組む医療機関への個別支援・相談対応等のため、労務管理アドバイザー(社会保険労務士)と医業経営アドバイザー(医業経営コンサルタント)が、各医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応するとともに、ニーズに応じて医療機関を訪問し、勤務環境改善計画の策定など、計画的な勤務環境改善の取り組みを支援します。まずはお電話でご相談ください。099-813-7731